

イギリス：Catch22

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：私はエマ・ジョーンズと申します。被害者支援部門のアシスタントディレクターを務めています。

Catch22 (デイビッドさん)：私はデイビッドと申します。ヤング・ロンドナース被害者支援サービスの上級運営マネージャーです。

Catch22 (レオン・ウォーカーさん)：私はレオン・ウォーカーと申します。若年女性被害者支援サービスのケースワーカーをしています。

Catch22 (ダニエルさん)：私はダニエルと申します。ハートフォードシャー被害者支援サービスの支援員です。

Catch22 (クレアさん)：私はクレアと申します。被害者支援・司法部門の政策・広報マネージャーを務めています。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：Catch22 とはどのような組織か、簡単に紹介します。私たちは“ソーシャルビジネス”と呼ばれる存在で、社会的使命を掲げる非営利組織です。200年以上にわたり、人々と地域社会のレジリエンス（回復力）と希望を育むためのサービスを設計・提供してきました。私たちのビジョンは、『誰もが住みやすい場所、生きる目的、良き人々に囲まれた強い社会』を実現することです。

私たちはイギリス全土で 100 を超えるサービスを提供しています。その内容には、就労支援、児童養護施設の運営、児童搾取の被害者支援、そして通常教育を受けられない若者への代替教育の提供などが含まれます。私たちの基本的価値観は、協力、エンパワーメント、思いやり、そして好奇心です。問い続け、新しい方法を試み、常に革新を追求します。

Catch22 (マーサ・スピナーさん)：私はマーサ・スピナーです。イギリスでは、司法省 (MOJ) が各地域の警察・犯罪コミッショナー (PCC) に補助金を配分し、各 PCC が地域の被害者支援サービスに資金を提供します。私たちのような提供機関は、競争的入札で契約を獲得します。契約期間は通常 3 年で、延長の可能性があります。現在 Catch22 は、グレーター・マンチェスター被害者支援サービス、レスターシャー Victim First、ハートフォードシャー Beacon、ヤング・ロンドナースサービスの 4 地域で事業を実施しています。サービス内容は地域ごとに異なりますが、共通して、情緒的支援、情報・生活支援、防犯助言、アドボカシー（権利擁護）、修復的司法の促進を行っています。

私たちの基本原則は、ニーズに基づく人間中心の支援です。犯罪の種類ではなく、その人が何を必要としているか、どう支援できるかに焦点を当てます。専門性の高い職員が、トラウマインフォームドな高度支援を提供しています。私たちは、犯罪が警察に報告されているかどうかに関わらず、被害者が回復力を取り戻し、再起できるよう支援します。被害者主導の対話型ニーズ評価を行い、個別に合わせた支援計画を作成します。

Leicestershire 代表：レスターシャー Victim First は、レスター市・レスターシャー州・ラトランド全域で、子どもを含むすべての犯罪被害者を支援しています。支援数が非常に多いため、初期対応後、専門ケースワーカーがトリアージを行っています。支援は電話、対面、オンラインで行われます。

18歳以下および19～24歳の若年層向けに専門支援を提供しています。これは深刻な若年暴力の増加に対応するものです。また、刺傷事件など地域に衝撃を与えた事案発生時には、教育・地域アウトリーチ活動も実施し、被害者本人だけでなく地域全体を支援します。

Hertfordshire 代表：ハートフォードシャーでは、修復的司法 (Restorative Justice) も実施しており、被害者と加害者の間の対話を促進して被害の修復を図ります。昨年度の紹介件数は34,000件を超え、利用者満足度は97.8%に達しました。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：私たちのサービスは、地域の警察およびPCCがその地域で求めるニーズに応じて異なります。ただし、Catch22として一般的に提供しているのは次のような支援です。まず情緒的支援です。私たちはカウンセリングや精神保健医療の提供は行っていません。もし個人が情緒的支援以上のものを必要とする場合は、精神医学的支援を提供できる専門サービスに紹介します。また、犯罪被害に関する実務的支援や情報提供も行います。

犯罪予防の助言も行います。たとえばイギリスでは、日本でも同様だと思いますが、詐欺犯罪が急増しています。そのため、オンライン上で安全を保つ方法などについて助言を行ったり、必要に応じて他の専門機関へ紹介することもあります。また、アドボカシー（権利擁護活動）も行っており、たとえば警察や住宅機関とのやり取りの支援、刑事司法手続中の支援、さらに後で触れる修復的司法 (Restorative Justice) などが含まれます。

私たちの全てのサービスに共通する基本原則は、「ニーズに基づく支援」を行うことです。つまり、犯罪の種類そのものではなく、その人が私たちに何を求め、どのように支援できるかに重点を置いています。次に「人間を中心に据えた支援 (パーソンセンタード)」です。これは、犯罪被害者として私たちのもとに来るすべての人に対し、包括的な支援を提供するということです。被害者は犯罪以外にも様々な事情を抱えており、それが被害の受け止め方に影響している場合があります。私たちはそうした要素を考慮し、支援の全過程を通じてともに歩みます。最後に「専門性を備えた人材」です。私たちは人こそがすべてであると考え、スタッフに投資し、犯罪被害者と関わるために必要なスキルを身につけられるよう支援して

います。一部のサービスではボランティアも活用していますが、通常は前線支援ではなく、職員の補助的役割を担っています。

私たちのアプローチは、被害者が自らの力を取り戻し、回復力を育み、希望を見出すことを支援することにあります。犯罪が警察に報告されているかどうかに関係なく、偏りのない支援を提供しています。被害者自身がセルフリファーマで私たちのサービスを利用することもできます。会話により被害者主導のニーズ評価を行い、どのように影響を受けたかを理解し、そのニーズを特定して個別の支援計画を策定します。

本日は同僚に代わり、レスターシャー・ヴィクティム・ファーストサービスの概要を簡単にご紹介します。Victim First はレスター市、レスターシャー州、ラトランド全域を対象に、すべての犯罪被害者を支援しています。子どもや若者も含まれます。支援対象者が非常に多いため、最初にトリアージ（優先度評価）を行う役割を持つスタッフがいます。ケースワーカーが初期対応を行い、必要に応じて専門ケースワーカーに引き継ぎ、継続的な支援を提供します。支援は電話、対面、電子メール、またはウェブチャットで行われます。このサービスでは、18歳以下および19～24歳の若者に対する専門的支援も提供しています。これは、レスターシャー州の委託者が、深刻な若年暴力の増加を背景に特に19～24歳層への支援の必要性を認識したためです。また、教育的・地域連携プログラムも実施しており、刺傷事件など地域全体に影響を与える重大事案が発生した場合、直接の被害者だけでなく、地域住民全体を支援します。

ハートフォードシャーのサービスでは、修復的司法（Restorative Justice）の実施も委託されています。これは、被害を受けた人と加害者との間の対話を促進し、被害の修復を目指すもので、被害者ごとにその形は異なります。

レスターシャー・サービスの統計をいくつか紹介します。昨年度、34,000件以上の紹介を受けました。利用者満足度は非常に高く、97.8%が支援に満足と回答しました。また、初期トリアージチームが10,459名の被害者と積極的に接触しました。

本日マンチェスターの同僚は出席できませんので、グレーター・マンチェスター被害者支援サービスについて私が説明します。マンチェスターの特徴は、ケースワーカーごとに担当分野や主要犯罪種別（例：ドメスティック・アビューズ）を持ち、チームの知識拠点となっている点です。さらに、グレーター・マンチェスターは10の地区に分かれており、各ケースワーカーが自地区で連携関係の構築やサービスの認知向上を担っています。

すべてのサービスでパートナーシップを重視していますが、マンチェスターの特徴は「デジタル変革・データ・革新」に焦点を当てている点です。PCCは技術の活用を推進しており、私たちは委託者がリアルタイムでデータにアクセスできる主要指標ダッシュボードや、被害者が自己申請できるウェブポータルを導入しました。これはケース管理システムと自動連携しています。

グレーター・マンチェスターのPCCが掲げる5つの優先事項は次のとおりです。①被害者のもとへサービスを届けること、②再被害の防止、③地域連携の強化、④デジタル変革、⑤サービス統合とコミュニケーションの促進です。

ここからはダニエルが、ハートフォードシャー被害者支援サービスについて説明します。

Catch22 (ダニエルさん)：私たちはハートフォードシャーにおいて、犯罪の影響を受けた4歳以上のすべての人を支援しています。他のサービス同様、臨床的または精神医療的支援ではなく、情緒的支援を提供し、より専門的な支援が必要な場合には他機関へ紹介します。支援方法は、4～13歳には対面、14～18歳にはビデオ通話、18歳以上には電話で行います。必要に応じて成人にも対面支援を行う場合があります。また、「ビーコン・アシスト (Beacon Assist)」アプリを提供しており、裁判日程の専用カレンダーやFAQ機能を備えています。さらに、家庭内暴力や性犯罪の被害を受けた子ども・若者を担当する専門支援員、修復的司法 (Restorative Justice) 担当、反社会的行為 (ASB) 専門支援員が在籍し、被害者の声を代弁します。最後に、ビーコン詐欺ハブ (Beacon Fraud Hub) では、銀行や金融オンブズマンとの連絡を支援し、被害金の返還を求めるサポートを行っています。

それから、Beacon Family Hub もあります。これは子が親に向ける暴力 (Child-on-Parent Violence/CPV) に特化したものです。子どもが形式上「加害する側」であるため、親を十分に支援できないというギャップがあると気づいたことから、家族全体への包括的支援を提供する目的で Beacon Family Hub を開発しました。ここでは Non-Violent Resistance (非暴力レジスタンス) という手法を用います。

私のパートの締めくくりとして統計をいくつか示します。2024年10月～2025年8月(11か月)のデータで、4,050件のリファール(照会ないし紹介)を受け付けました。そして最後に、支援を提供した利用者の95.6%がその支援に満足していました。被害者向けアンケートで繰り返し現れる意見は必ず収集し、「もっとこうしてほしい」という点があれば全チームに共有して、被害者のために継続的な改善に取り組んでいます。

Catch22 (マーサさん)：こんにちは。Young Londoners Victim Service についてお話しします。新しいサービスで、今月末で開始1周年を迎えます。対象は4～17歳で犯罪の影響を受けた若者ですが、16歳以上で親密な関係における家庭内虐待が関与する事案は専門のサービスが担当します。

単一窓口のモデルで運用しており、若者が何度も同じ話を複数の専門職に繰り返さなくてよいようにしています。リファールを受けるとケースワーカーが連絡を取り、支援を希望する場合は同じケースワーカーが継続して対応します。ニーズとリスクに基づく段階的(ティア)支援を行っています。低段階は軽度のメンタルヘルス課題など、中段階は最長6か月程度の支援、高段階は7か月を超える長期的支援が必要な若者を対象とします。中核的な支援内容として、さまざまなアクティビティを用います。テーブル上のリソースは会話のきっかけづくりに使い、子どものニーズとリスクを特定して支援計画を作成するのに役立てます。

ニーズとして頻出するのは、不安感、自己肯定感の低さ、安全確保、自己非難(セルフブレイム)、そして学校等教育現場でのアドボカシーです。したがって、当該若者のニーズ・リスク評価および支援計画には、これらの不安、自己肯定感、安全、自己非難、教育現場での

アドボカシーが最も一般的に含まれます。私たちは Child First (子ども最優先) アプローチで取り組んでおり、これはユース・ジャスティス (少年司法) の枠組みに由来します。子どもをまず子どもとして捉え、加害者・被害者のラベルではなく、その子どもが必要とする支援に焦点を当てます。若者支援にとってこの考え方は極めて重要です。若者は被害者であると同時に加害者にもなり得るため、子どもにとって Child First のモデルが重要なのです。また、オンラインのセルフヘルプサービスである Victims' Resource Hub も運用しており、若者・保護者・ケアラー・専門職が私たちの支援と並行して活用できる各種リソースを掲載しています。

地域で重大事案が起きた場合にも対応します。たとえば若者の刺傷致死が発生した際には、トラウマインフォームドな学校内グループ支援を、その若者が通っていた学校で実施することがあります。このスライドに入る前に一言。若者はテクノロジーを使った支援も好みますが、多くは対面を望みます。そのため、セッションは主として対面で提供していますが、建物内に座るのではなく地域の公園などを一緒に歩きながら話す“walk-and-talk”の形式も行います。私たちは複数のパートナーと連携しています。1つ目は「Kooth」で、若者がオンラインで低レベルのメンタルヘルス支援にアクセスし、カウンセリングや同世代とのチャット、セルフヘルプ・ジャーナルの利用ができます。掲示前にはケースワーカーが全チャットを監督し、保護・予防 (セーフガーディング) を徹底しています。

また、「Advance」という団体とも提携しています。同団体は13歳以上の女子を支援しており、家庭内虐待や性暴力に関する支援ニーズが高いことから、個別 (1対1) およびグループの活動・支援を提供しています。

もう一つのパートナーは「London Youth」で、「Trusted Youth Allies」という私たちのプログラムを実施しています。これは、若者の支援に関わる地域の専門職や住民を対象に、若者からの被害申告 (ディスクロージャー) があつた際の適切な支援方法を学ぶ機会を提供するものです。これは、警察に通報しない若者にも支援の手を広げるという主たる目的から来ています。ロンドンではマイノリティ・コミュニティの中に通報をためらう人が少なくありません。そのため Trusted Youth Allies は、そうした層へのリーチ拡大を狙った取り組みです。TikTok 等のソーシャルメディアの活用も進め、通報を要件とせず支援につながる方法を若者に周知しています。若年被害者の声を反映し、サービス設計に参画してもらうため、Young Victim Steering Group (若年被害者運営委員会) の設置も進めています。政策面への発信・影響も視野に、当事者の声を可視化します。

スライドは以上ですが、Young Londoners の現場で頻出する犯罪類型として、ハラスメント/いじめ (出来事が録画されネット投稿される事例が多い)、強盗 (刃物の所持・示威を伴うことが多い)、性犯罪・暴力 (負傷の有無を問わず)、およびストーキングがあります。直近11か月で、サービスへの紹介 (リファーラル) は約14,000件でした。

以上で私の説明は終わります。ここからはケースワーカー2名が登壇し、セッションで若者に実施しているいくつかの介入手法について簡単にご紹介します。

ケースワーカー：私たちは全7回程度のセッション構成だとお話ししましたが、そのうち感情のマネジメントを扱う回について説明します。よろしいですか。

ここに実際に使用しているツールがあります。若者の不安や恐れを可視化し、ストレス対処の方略 (coping strategies) を一緒に検討します。さらに、セッションではグラウンディング《grounding》(パニックやフラッシュバックが起きた時に、「今、この瞬間」の現実に意識を戻すための方法) にも取り組みます。

こちらが実際に使っているワークシートです。必要であればお持ち帰りいただけます。これは感情 (emotions) を整理する際に用いるもので、感情が不安定に揺れ動く場合に、現在地を把握しどのストレス対処策《coping options》を用いるか検討するために使います。対象年齢は4～17歳ですが、5～17歳での実施も可能です。私たちは喜び／怒り／不安といった感情に関するさまざまな教材を用意しています。より幼い子ども向けには、孤独などの感情を示す絵カードも用意しています。秘密にしたい気持ち、悲しさ、自信など、現在の状態を把握します。心配事や恐れも確認します。子どもや若者は言語化が難しいことがあるため、身体のシルエット図を使い、「どこで何を感じているか」(例：怒り、発汗など) を描画・色塗りで表してもらいます。年長の若者には、怒り／不安／落ち込みなど当てはまる感情に丸を付けてもらい、ストレス対処の方略 (coping strategies) を一緒に検討します。そのときどう行動したか／どう感じたかを振り返り、対処の仕方を把握した上で、今後の具体的な方略を選びます。

日々の感情記録も使います。不安や悲しさを感じた日は記録し、セッションで話し合います。たとえば試験への不安や、外出時の安全への不安など、その週の気分を測ることで適切な対処方略を選び、自己対処を支えます。さらにベースラインを設定し、記録にもとづいて経過を測定・評価・見直しします。

ここからは同僚のマルタが対処方略について続けます。

Catch22 (マルタさん)：感情を特定したら、それに応じた複数の方略を提案します。たとえば再被害や外出への不安がある場合、幼い子どもには「Worry Box」《心配事を紙に書いて“箱(口)”に入れる道具》を使い、心配を箱に入れて閉じることで不安を外在化します。さまざまなバリエーションがあり、ポジティブ思考にも応用します。方略の一つはポジティブなセルフトーク(自分自身との対話)で、朝・昼・晩に自分の良い点を書き出します。これは幼い子どもだけでなくあらゆる子どもの感情調整に役立ちます。不安や心配を話したうえで深呼吸を行います(やり方を教えます)。あるいは楽しい活動(サッカー、友人と話す等)を行い、「大丈夫」と信じることも有効です。水分補給、落ち着ける安全な場所の確保、マインドフルネス、ポジティブ思考、気持ちを誰かに伝えるといった方略も用います。信頼できる人リストを作る活動もあります。呼吸法も指導します(幼い子向け)：鼻からゆっくり吸い、お腹を膨らませ、吸って・止めて・吐く。さらにグラウンディングの技法として、強い不安で落ち着かないときに「見えるもの5・触れるもの4・聞こえる音3・匂うもの2・味わえるもの1」を順に挙げてもらい、不安思考から注意を切り替える練習をします。

これらのグラウンディング技法は夜間に特に有効で、若者の多くは入眠が難しいと感じています。その時間帯に役立つため、積極的な活用を勧めています。

最後にご紹介したいのが Digital Resource Hub です。需要の増大と予算縮小の中で、被害者を支える代替的な手段を模索しています。そこで、セルフヘルプを可能にするオンライン版 Digital Resource Hub を開発しました。

現在は一般公開していますが、とりわけ私たちの担当地域の被害者に利用を推奨しています。成人向け／子ども・若者向け／専門職向けの各リソースがあり、居住地域（国内の所在）を選択できます。コードでサインインすれば無償で利用できます。内容は、たとえばストーキング対策ガイドや健全な関係性に関する資料など多岐にわたります。詐欺の手口や兆候の見分け方、被害者支援など、さまざまなトピックに加え、短時間の支援モジュール《ポッドキャスト》も用意しています。ご清聴ありがとうございました。本日の紹介は以上です。

視察団： PCC が要求仕様を示し、貴団体が提案書を作って競争入札する、という理解で良いでしょうか。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)： はい、そのとおりです。PCC が仕様書を公開し、Catch22 等の提供者が充足方法の提案を提出します。競争プロセスを経て、PCC が最適案を選定します。

視察団： 競争は激しいですか？

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)： はい、非常に競争が激しく、イギリス国内の優れた提供団体とも競合します。

視察団： Catch22 の強みは何ですか？

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)： 強みについてのご質問ですね。大規模な公的委託だけでなく、修復的司法 (Restorative Justice) にも取り組んでいる点でしょうか。Catch22 は被害者・加害者の双方にサービスを提供する独自の立ち位置にあります。先述のとおり、背景にかかわらず個人を支援する方針で、被害者が加害行為歴を持つことや加害者が被害者でもあることを踏まえ、包括的に両側面を理解して支援します。「通常でも、被害者が加害者でもあり得る——だから両面支援が強み」という理解です。——そのとおりです。さらに私たちは、教育や就労支援など多様なサービスを展開しており、幅広い知見を活用できます。

Resource Hub の資金は確保済みで無償提供です。構築は外部委託しました。年度内に未消化予算が生じた場合、PCC から活用方法の提案を求められることがあり、返納ではなく活用できるよう協議します。返納ではなく再投資したいのです。需要増と財源縮小の中、人件費も高いため、セルフヘルプの仕組みが必要です。

視察団：貴団体の修復的司法では、適している犯罪類型はありますか。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：被害者のニーズによります。過失致死や重大交通事故などの事例は比較的多いですが、犯罪類型を限定しません。加害者が特定・訴追されない場合もあるため、修復的司法は重要になり得ます。双方とも準備期間が必要です。期間は数年の場合も数か月の場合もありますが、平均すると約5～6か月です。実際の対面までに、双方の意思確認と準備に多くの時間を要します。修復的司法の効果は大きく、被害者には回復・発言機会・コントロール感の回復を、加害者には再犯減少の効果が見られます。

視察団：「Child First」の特色を教えてください。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：多くのサービスを子どもの視点で設計しています。要点は、安全と尊重の確保、感情の受容 (Validation)、安全な人・場所と代弁者 (例：学校) の確保、自己非難の回避と理解・受容への支援、ポジティブな言葉がけによる自信と自己肯定感の促進です。

意思決定の一部を子ども自身が担えるようにし、感情への向き合い方を自分でコントロールできるよう支援します。傾聴とバリデーションで子どもの声を最優先し、「あなたは大切だ」と伝えます。他の専門職とのアドボカシーも担います。例：トラウマにより行動が悪化した若者について、学校が因果を把握できない場合、学校に理解と必要な支援を促します。

Child First は運営委員会 (Steering Group) にもつながっており、若者が被害の影響、望む支援の形、支援者像、自らのニーズ、満たされていない点を表明できる時間と場を確保します。ご存じのとおり、私たちは《この仕事》に強い情熱を持っています。

視察団：満足度についてですが、単一設問で測っているのか、それとも複数設問で構成されていますか。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：私たちの全サービスでは、支援終了時に利用者満足度調査を被害者に送付し、満足度に関する複数質問を設けています。例：情報提供は十分だったか、刑事司法制度について理解が深まったか、メンタルヘルスは改善したか、完全な回復ではなくとも“対処して前に進める”と感じるか、などです。

公表についてはおそらく共有可能な情報を取りまとめられると思います。また、フィードバックも蓄積しています。子ども・若者については、保護者・ケアラーからの意見も併せて収集します。

個人識別情報は除外し、Google フォームを使用します。最終セッション終了時に、4～10歳用と11～17歳用の2種類、さらに保護者・ケアラー用のフォームを実施します。年長の子は自分で記入し、年少の子は支援を受けながら記入します。受け取った情報は役立ったか／その理由を尋ね、改善に活かします。あわせて、情報提供の充足、自己肯定感・自信の向

上、健康・ウェルビーイングへの効果、必要な時期に支援が得られたかなどを確認し、自由記述や運営委 (Steering Group) への参加希望も尋ねます。

これらのフォームはPCCと協働で作成し、契約上のアウトカム(成果)に整合させています。これはPCCへの報告とサービス改善の双方を目的としています。

視察団：ボランティアについて教えてください。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：ボランティアの人数・役割・研修についてですが、通常は学生実習 (Student Placement) の構造化プログラムがあり、大学の実習年として1学年在籍して経験を積みます。

私たちの基本原則は専門性のある人材であるため、ボランティアにも職員と同等の研修・支援を提供します。期間は通常1学年で、卒業後に採用応募する実習生も多いです。Young Londoners では6名の実習生が、ヘルプライン対応、初回連絡、SNS運用 (TikTok等)、地域イベント参加による周知などを担います。他地域のサービスでは、ハートフォードシャーやレスターシャーで2~3名程度です。

視察団：職員研修について教えてください。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：Catch22は事業領域が広いため、まず全社導入研修 (Corporate Induction) を行い、全員がEDI (平等・多様性・包摂)、セーフガーディング、労働安全衛生を受講します。被害者支援部門向けには独自の研修パッケージを用意しています。

被害者支援特化の研修では、犯罪被害の影響と支援方法、傾聴スキル、ニーズ評価の実施とニーズ特定などを扱います。研修は支援プロセス全体にわたる分野別モジュール (若者支援、家庭内虐待、性暴力、詐欺など) も含みます。管理職には、職員のウェルビーイング/セルフケアの追加研修があります。研修期間は通常2~4週間の導入研修です。

子ども・若者担当ケースワーカーの場合、Victim's Journey →子ども・若者→DA/SV (DV・性暴力) と段階的に受講し、試用期間の約6か月を通じて定着させます。バディ制度で新人を支援し、管理職が観察 (OJT) やロールプレイで定着を確認します。また、犯罪被害者実務規範 (Victims' Code of Practice) があり、被害者には12の権利があります。私たちは非法定機関ですが、被害者に自らの権利とその行使方法を確実に周知します。

研修対象人数ですが——Young Londoners : 14名、ハートフォードシャー (Beacon) : 26名、グレーター・マンチェスター : 32名、レスターシャー : 12名です。研修は毎年実施します。新人はVictim's Journey等を受講し、既存職員は専門領域の研修を継続します。セーフガーディング等の一部は毎年または2年ごとにリフレッシュします。

ニーズに基づく追加研修も実施します。例：ニューロダイバーシティ (若者・成人の理解と支援)。主要テーマの一つはトラウマインフォームドプラクティスです。

視察団：リスク評価について教えてください。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：ケースワーカーが学校・地域・オフィスに出向く前に、双方の安全を確保するための質問票で確認します。例：同居者、加害者の特定有無、既有情報、学校の安全衛生ポリシー、機密性の高い安全な面談場所の確保、地域の安全状況など。回答に基づき低・中・高で評価し、高リスクなら訪問不可と判断する場合があります。案件ごとに個別判断し、得られた情報に即してリスクを管理します。

刺傷被害を受けた若者の場合、ギャング関係である可能性もあるため、その地域内では面談を行わず、必ず地域外で対応します。

各リスク評価は外出前に私が承認します。高リスクと判断されれば再評価を行い、安全な面談場所を検討するか、対面ではなくオンラインでの対応に切り替えます。職員の安全のために、出入り時のチェックイン／チェックアウトを行い、全員に個人警報装置と安全デバイスを支給しています。万一の際にはコールセンターに自動通知され、即時対応が可能です。

視察団：可能であれば、PCC 契約額と採択理由を教えてください。

Catch22 (エマ・ジョーンズさん)：サービスごとに異なります。ロンドン被害者支援：年間 100 万ポンド、グレーター・マンチェスター被害者支援：120 万ポンド、ハートフォードシャー：約 75 万ポンド、レスターシャー：年間 50 万ポンドです。

私たちの強みは連携型の運営です。常に地域パートナーとの協働に前向きで、地域のニーズに即した統合的アプローチを重視しています。先ほど述べたとおり、刑事司法制度全体への理解と独自の立場も際立った特徴です。デジタル変革を進めていますが、課題も残ります。こちらはグレーター・マンチェスター被害者支援サービスのウェブサイトで、犯罪被害者が自分のアカウントを作成できます。このウェブサイトはケース管理システムと連携しています。ウェブ上でケースが登録されるとシステム上に自動生成され、担当ケースワーカーが割り当てられると、その氏名を記した自動通知が被害者に送られます。Digital Resource Hub と同様に、グレーター・マンチェスター版サイトにも、司法手続きや健康支援に関するセルフヘルプ動画が多数掲載されています。

子ども・若者については、ケースワーカーが登録支援を行い、セルフヘルププラットフォームの使い方を指導します。資金が減る中で、デジタル支援の需要は今後さらに高まると見込まれています。

時間が迫っております。写真撮影をしてくれる同僚が 17 時までには退勤しなければなりません。何かご質問はありますか。皆さま、本日は本当にありがとうございました。

〈Catch22 担当者一覧〉

Emma Jones (エマ・ジョーンズ)

アシスタントディレクター (Assistant Director)

Beth Guard (ベス・ガード)

政策・広報マネージャー (Policy and Communications Manager)

Zoe Williams (ゾーイ・ウィリアムズ)

シニア・オペレーションズ・マネージャー (Senior Operations Manager, Young Londoners' Victim Service)

Danielle Thompsett (ダニエル・トンプセット)

ビーコン・サポート・ワーカー (Beacon Support Worker, Hertfordshire Beacon Victim Care)

Allison Farquharson (アリソン・ファーカーソン)

チームリーダー (Team Leader, Young Londoners' Victim Service)

Leon Walker (レオン・ウォーカー)

チルドレン・アンド・ヤング・パーソン・ケースワーカー (Children and Young Person Caseworker, Young Londoners' Victim Service)